

(6) 所有免許状を基礎に、在職年数と単位で養護教諭又は栄養教諭の上級免許状を取得する方法

基礎となる免許状を取得後、在職年数と所定の単位を修得し、上級免許状を取得します。

①養護教諭の上級免許状を取得する方法（別表第6）

ア 養護教諭一種免許状→養護教諭専修免許状

在職年数及び単位数 基礎資格	最低在職年数 ※1	最低修得単位数 ※2
		大学が独自に設定する科目 ※3
養護教諭一種免許状を有する者	3年	15

【最低在職年数】

※1 養護教諭一種免許状を**取得した後**に、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した年数である。

注：在職年数の算定については、必ず 108 頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※2 養護教諭一種免許状を**取得した後**に、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

※3 『大学が独自に設定する科目』

- (1) 『養護に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目』又は『教育実践に関する科目』を修得するものとする。
- (2) 3 単位までは、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目』又は『教育実践に関する科目』に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。

イ 養護教諭二種免許状→養護教諭一種免許状（別表第6）

基礎資格 ※1			養護教諭二種免許状を有する者				
			ア	イ	ウ		
最低在職年数 ※2			1年	1年	3年	4年	5年
最低修得単位数 ※3	養護に関する科目 ※4		4	4	8	7	5
	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	3	3	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）					
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解					
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容	1	1	3	2	2
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
		生徒指導の理解及び方法					
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
	計		3	3	6	5	4
	大学が独自に設定する科目 ※5			2	2	1	1
	合計		10	10	20	15	10

【基礎資格】※1

ア 「保健師助産師看護師法第7条第1項に規定する保健師免許証を有する者」である。

イ 「大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者若しくは大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者」である。

ウ ア又はイ以外の者である。

【最低在職年数】

※2 養護教諭二種免許状を**取得した後に**、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した年数である。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※3 養護教諭二種免許状を**取得した後**に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

※4 『養護に関する科目』は、下表に示すところにより修得しなければならない。

基礎資格及び最低在職年数		最低修得単位数									
		養護に関する科目									
		衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	学校保健	養護概説	栄養学（食品学を含む。）	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	解剖学・生理学	「微生物学、免疫学、薬理概論」	精神保健	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	計
ア	1年	1	1	1	1						4
イ	1年	1	1	1	1						4
ウ	3年	2	2	2	2						8
	4年	2	2	2	1						7
	5年	1以上	1以上	1以上	1以上						5

※5 『大学が独自に設定する科目』

『養護に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得するものとする。

ウ 養護助教諭免許状→養護教諭二種免許状（別表第6）

基礎資格 ※1			養護助教諭免許状を有する者													
			高等学校卒業以上							左記以外						
			ア	イ	ウ	エ				オ	カ					
最低在職年数 ※2			0年	3年	3年	6年	7年	8年	9年	10年	3年	6年	7年	8年	9年	10年
最低修得単位数 ※3	養護に関する科目 ※4		4	4	4	14	12	9	7	5	4	14	12	9	7	5
	養護教諭・ 栄養教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	2	5	4	4	3	3	2	5	4	4	3	3
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）														
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）														
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程														
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解														
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）														
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容	1	1	1	3	3	2	2	1	1	3	3	2	2	1
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）														
		生徒指導の理解及び方法														
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法														
		計														
	大学が独自に設定する科目 ※5		／	／	／	2	2	2	1	1	／	2	2	2	1	1
合計		10	10	10	30	25	20	15	10	10	30	25	20	15	10	

【基礎資格】※1

- ア 保健師助産師看護師法（以下、この号において「法」という。）第7条第3項に規定する看護師免許証を有する者
- イ 准看護師免許証を有する者
- ウ 法第53条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けている者
- エ ア～ウ以外の者
- オ 保健師免許証及び法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けている者
- カ 准看護師免許証、看護師免許証又は法第51条第1項の規定に該当すること若しくは同条第3項の規定により免許を受けている者

【最低在職年数】

- ※2 養護助教諭免許状を**取得した後**に、又は養護職員として発令を受けた後に養護助教諭として良好な成績で勤務した年数である。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※3 養護助教諭免許状を**取得した後**又は養護教員として**発令を受けた後**に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

※4 『養護に関する科目』は、下表に示すところにより修得しなければならない。

基礎資格及び 最低在職年数		最低修得単位数									
		養護に関する科目									
		衛生学・ 公衆衛生 学（予防 医学を含 む。）	学校保 健	養護概 説	栄養学 （食品学 を含む。）	健康相談 活動の理 論・健康 相談活動 の方法	解剖 学・生 理学	「微生 物学、 免疫 学、薬 理概 論」	精神保 健	看護学 （臨床実 習及び救 急処置を 含む。）	計
ア	0年	1	1	1	1						4
イ	3年	1	1	1	1						4
ウ	3年	1	1	1	1						4
エ	6年	2	1	1	2	4科目で8					14
	7年	2	1	1	2	3科目で6					12
	8年	2	1	1	2	2科目で3					9
	9年	2	1	1	2科目で3						7
	10年	2	1	1	1						5
オ	3年	1	1	1	1						4
カ	6年	2	1	1	2						14
	7年	2	1	1	2						12
	8年	2	1	1	2						9
	9年	2	1	1	1						7
	10年	2	1	1	1						5

※5 『大学が独自に設定する科目』

『養護に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得するものとする。

②栄養教諭の上級免許状を取得する方法（別表第6の2）

ア 栄養教諭一種免許状→栄養教諭専修免許状

在職年数及び単位数 基礎資格	最低在職年数 ※1	最低修得単位数 ※2
		大学が独自に設定する科目 ※3
栄養教諭一種免許状を有する者	3年	15

【最低在職年数】

※1 栄養教諭一種免許状を**取得した後**に、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として良好な成績で勤務した年数である。

注：在職年数の算定については、必ず 108 頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※2 栄養教諭一種免許状を**取得した後**に、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

※3 『大学が独自に設定する科目』

栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

イ 栄養教諭二種免許状→栄養教諭一種免許状（別表第6の2）

基礎資格 ※ 1				栄養教諭二種免許状を有する者							
				ア	イ						
最低在職年数 ※ 2				1年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
最低修得単位数 ※ 3	管理栄養士学校指定規則別表第 1 に掲げる教育内容に係る科目				32	27	22	17	12	7	2
	栄養に係る教育に関する科目 ※ 4			2	2	2	2	2	2	2	2
	養護教諭・ 栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	3	3	3	3	3	3	3	
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）								
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）								
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程								
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解								
	道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に関する科目等	道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	3	3	3	3	3	3	3	
			道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容								
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）								
			生徒指導の理解及び方法								
				教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
計			6	6	6	6	6	6	6	6	6
合計			8	40	35	30	25	20	15	10	

【基礎資格】

※1 『ア』は管理栄養師免許証を有する者、『イ』はそれ以外の者である。

【最低在職年数】

※2 栄養教諭二種免許状を**取得した後に**、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として良好な成績で勤務した年数である。なお、基礎資格のアの最低在職年数欄の「1年」には「1年未満の期間」を含む。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※3 栄養教諭二種免許状を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

※4 『栄養に係る教育に関する科目』

栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含むものとする。